

飯塚市地方卸売市場花き部 卸売業者募集要項

令和8年3月
飯塚市

1 趣旨

本要項は、飯塚市地方卸売市場条例（以下、「条例」という。）第8条に規定される卸売業務の許可に際し、開設者である飯塚市が卸売業者予定事業者（以下、「予定事業者」という。）の募集および選定等を行うために必要な事項を定めるものです。

2 募集目的

飯塚市地方卸売市場（以下、「本市場」という。）は、昭和45年に開場して以降、市民への生鮮食料品等の安定供給を担う重要な役割を果たしています。花き部では、約40年以上にわたり、卸売業者1社が卸売業務を行ってきましたが、令和6年8月23日をもって卸売業務を終了しました。本市場がこれからも集荷力・販売力を高め、卸売市場の役割を果たしていけるよう、新しい卸売業者を募集します。

3 募集概要

(1) 施設名

飯塚市地方卸売市場（飯塚市有安958番地18）

(2) 募集する部門・卸売業者数

花き部・1法人

4 卸売業務許可

本市場における卸売業務の許可は条例第8条に基づき、市長が行います。そのため、審査の結果、選定された予定事業者は、この応募申請とは別に市長に対して卸売業務許可申請を行う必要があり、卸売業務許可後、市長が指定する日までに卸売業務を開始しなければなりません。

市長は許可を行った後、卸売市場法第6条第1項（同法第14条において読み替え）の規定に基づき、福岡県知事に対して認定事項変更申請を行います。

5 使用指定施設及び施設使用料

(1) 卸売業者市場使用料

卸売金額（消費税額を含まない。）の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額

(2) 卸売業者施設使用料

①令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
卸売場	771.55㎡	215,435円	(卸売業者花き棟使用料)
事務所	177.83㎡	50,600円	(卸売業者管理棟使用料)

②令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
卸売場	771.55m ²	323,152円	(卸売業者花き棟使用料)
事務所	177.83m ²	75,900円	(卸売業者管理棟使用料)

③令和13年4月1日以降

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
卸売場	771.55m ²	430,870円	(卸売業者花き棟使用料)
事務所	177.83m ²	101,200円	(卸売業者管理棟使用料)

6 卸売業務開始までのスケジュール

現地説明会	令和8年3月11日(水)、3月19日(木)、 3月25日(水)
選定申請書類の受付	令和8年3月2日(月)～5月29日(金) ※申請時に卸売業務開始予定時期を申告 いただきます。
基礎審査、財務状況分析	選定申請書類受付後、順次行います。
本審査、予定事業者等の選定	令和8年6月以降
予定事業者選定通知<飯塚市→予定事業者>	選定後速やかに通知します。
卸売業者予定事業者選定の受諾書(第9号様式) 提出<予定事業者→飯塚市>	指定期日までに提出してください。 ※卸売業務開始予定日等を記載いた だきます。
予定事業者決定通知<飯塚市→予定事業者>	第9号様式受領後速やかに通知します。
卸売業務許可申請等<予定事業者→飯塚市>	申請期限は予定事業者決定通知に記載予 定です。
卸売業務許可通知等<飯塚市→予定事業者> 卸売業務開始	卸売業務の開始時期は原則として、令和9 年9月までとします。ただし、諸事情によ り業務開始に準備期間を要する場合は、令 和10年3月まで延長可能とします。(選定 申請書類の提出前にご相談願います。)

7 現地説明会

次のとおり3回の現地説明会(現場視察を含む)の実施を予定しています。

(いずれも1時間程度を予定、参加は任意)

(1)実施日時

第1回 令和8年3月11日(水) 14時から

第2回 令和8年3月19日(木) 14時から

第3回 令和8年3月25日(水) 14時から

(2) 会場

本市場花き棟

(3) 内容

- ・ 花き棟内の各施設視察
- ・ 本市場についての概説、募集要項についての説明

(4) 参加申込

本市場花き部卸売業者募集のための現地説明会申込書（第1号様式）を電子メールにより送付してください。

送付先アドレス：ichiba@city.iizuka.lg.jp

(5) 申込期日

第1回 令和8年3月4日（水）まで

第2回 令和8年3月12日（木）まで

第3回 令和8年3月18日（水）まで

8 選定申請資格

申請にあたり、次の全ての事項を満たしている必要があります。

- ① 条例第8条第3項各号に抵触しないこと。
- ② 申請時点で「飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱」による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 花きの流通に関する業務経験があること。

※新たに設立する予定の法人（以下、「設立予定法人」という。）による申請も可とします。

ただし、上記①及び②については出資予定法人の全てが満たしていることが必要であり、上記③については10%以上出資する予定の法人のうち、1社以上が満たしていることが必要です。

9 選定申請に必要な書類（申請書類）

(1) 申請書類について

ア 必要書類一覧

	提出書類	様式
a	卸売業者予定事業者選定申請書	第2号様式
b	定款及び履歴事項全部証明書	—
c	事業概要書	第3号様式
d	役員等全員の本籍地市区町村長発行の身分証明書	—
e	役員等全員の住民票	—
f	条例第8条第3項第2号、第5号及び第6号に関する誓約書	第4号様式

g	条例第8条第3項第3号及び第4号に関する誓約書兼同意書	第5号様式
h	(飯塚市税の納付義務がある場合) 納税証明書	—
	(納付すべき飯塚市税がない場合) 納付すべき飯塚市税が無いことについての申出書	第6号様式
i	事業計画書 ※適宜自由な様式での別紙添付を可としますが、様式にある項目は必ず記載してください。	第7号様式
j	決算書(貸借対照表、損益計算書(各直近3期))	—
k	直近の税務申告書(法人税及び消費税)一式	—

(注) 1 役員等とは次のとおりとします。

- ①株式会社の場合 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人
- ②持分会社の場合 業務執行権がある社員
- ③協同組合の場合 理事、監事

2 設立予定法人の場合は、定款については「定款案」とし、履歴事項全部証明書、納税証明書、決算書については、出資比率が1/3以上となる法人がある場合はその法人に関する各書類に代えるものとします。

イ 入手方法

申請に必要な各様式は、飯塚市ホームページからダウンロードにより入手してください。

URL

<https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/19/11363.html>

ウ 提出方法

受付期間内に、アに規定する書類一式を本市場へ郵送または持参により提出するものとします。郵送の場合は、簡易書留等の送付記録が残る方法としてください。

エ 受付期間

令和8年3月2日(月)～令和8年5月29日(金)

※郵送の場合は5月29日(金)までに到達していること。

持参の場合は午後4時までに持参すること。

オ 提出部数

アに規定する書類一式は、次の通り用意し提出してください。

- ・ 正本 1部
- ・ 副本(正本のコピー) 15部
- ・ 電子データ(CD-RまたはDVD-Rに記録) 1枚

※本市指定様式については、Microsoft WordまたはExcelで作成し、記録すること。

カ 提出先

〒820-0111 飯塚市有安958番地18

飯塚市地方卸売市場 市場管理事務所 所長 あて

(2) 留意事項

- ア 申請書類の提出をもって本要項を全て承諾したものとみなします。
- イ (1)アに規定する書類のいずれかが不足している場合は受理できません。ただし、設立予定法人のため添付できない書類はこの限りではありません。
- ウ 申請書類の提出後の再提出及び差替えは認められません。ただし、本市から求められた書類の不足や不備があったことへの補完、内容不明点の質問への回答、その他飯塚市が必要と認め、提出を求めた場合はこの限りではありません。
- エ 申請書類に、故意に重大な虚偽の記載をした場合は失格とします。
- オ 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

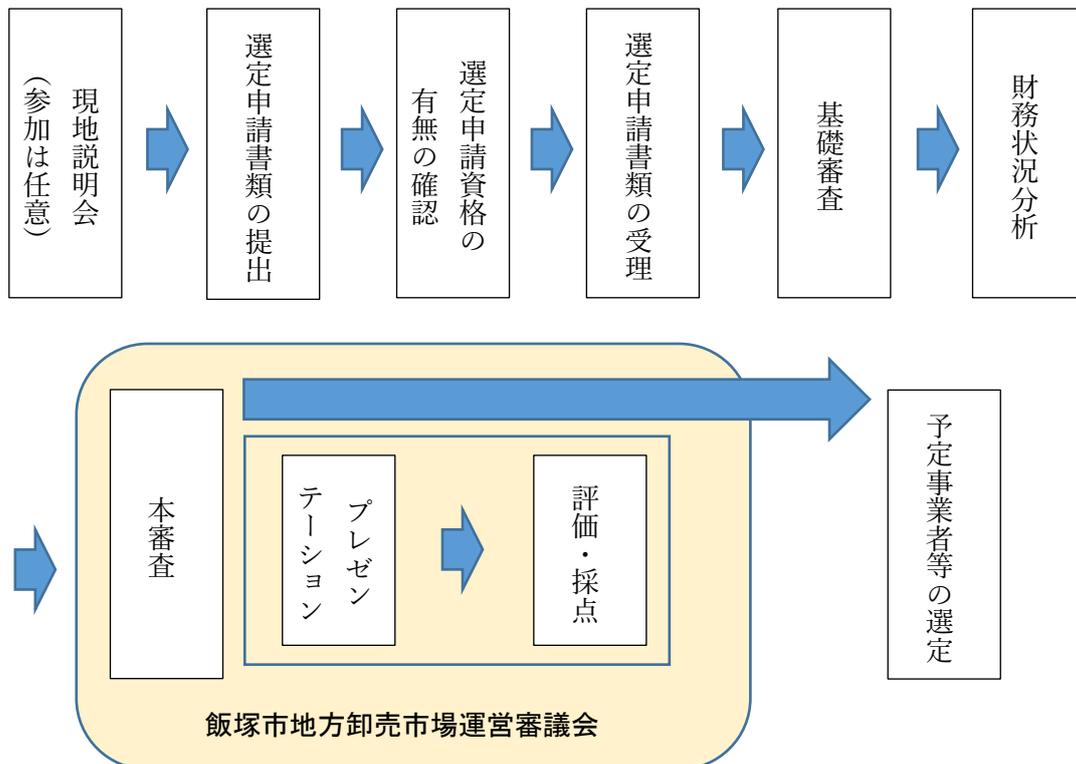
10 審査方法

(1) 審査機関

飯塚市地方卸売市場運営審議会（以下、「審議会」という。）において審査を行います。

※審議会は、市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、条例第58条に基づき、市長の諮問機関として設置されている機関です。

(2) 予定事業者等の選定までの流れ



11 基礎審査

申請書類が次のいずれの事項にも該当していないことを審査します。一つでも該当する事項があれば、当該申請者は失格となります。

- ①本要項で求めている申請書類に遺漏のあるもの
- ②本要項で指示する作成方法に従っていないもの（誤字、脱字等軽微なものを除く）
- ③申請内容が法令又は条例に違反しており、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの
- ④事業計画及び申請者の実績等から、申請内容が到底実現できないと認められるもの
- ⑤「14 遵守事項」を明らかに遵守することができないと認められるもの
- ⑥卸売予定金額が卸売業務開始後3期目で3億5千万円以上の事業計画となっていないもの

12 本審査

(1) プレゼンテーションの実施

申請者には、審議会で開催する本審査において、申請書類に基づいたプレゼンテーションを実施していただきます。時期や開催場所等の詳細は、申請後に別途お知らせします。

(2) 本審査項目及び配点（100点／人満点）

1 事業計画の具体性・妥当性		
①	事業計画が具体的かつ妥当性あるものであるか。	30点
②	販売先の主体が売買参加者である事業計画となっているか。 (特定の売買参加者にのみ販売する計画となっていないか。)	
2 収支・財務状況		
①	売上見込額や収支計画に十分な根拠があるか。	30点
②	健全な財務状況であるか。	
3 集荷力・販売力		
①	花きの流通に関する業務経験が十分あるか。	30点
②	取引の知識や経験がある従業員を十分確保する計画となっているか。	
③	出荷者と良好な関係を築き、集荷量・品揃えの面で十分な集荷が可能で、売買参加者に必要な商品を供給できるか。 (特定の産地や品目のみ集荷する計画となっていないか。特定の売買参加者にのみ商品を供給する計画となっていないか。)	
4 市場における協調性		
①	市場内で一体となって取り組んでいる事業等に理解・協力する計画、あるいは提案があるか。	10点
②	市場内で組織されている審議会等に参加し、その組織における規約等も遵守する意向があるか。	

(3) 最低基準

次の事項を満たしていない場合は、審査不合格とします。

全審査項目の6割をボーダーラインとし、審査会における全審査員の全審査項目の合計点による平均点がボーダーラインに満たない場合。

(4) 予定事業者等の選定

(3)の最低基準を満たした申請者を審議会が得点の高い順に順位付けを行います。この結果を踏まえ、市長が最高得点を獲得した申請者を予定事業者を選定し、次に高い得点を獲得した申請者を次点予定事業者を選定します。予定事業者を選定された申請者には、結果及び予定事業者決定受諾書の提出依頼を行い、次点予定事業者を選定された申請者には次点通知を、その他の申請者には選外通知を行います。

13 予定事業者の決定等

(1) 予定事業者の決定

市長は予定事業者を選定された申請者が受諾書を提出した場合は予定事業者に決定します。

なお、その者が受諾書を期限までに提出しなかった場合、市長は次点予定事業者を選定された申請者に対して受諾書提出を求め、その者が受諾した場合は予定事業者に決定します。

(2) 予定事業者等の選定又は決定の取り消し

次の事項が発生した場合には、選定又は決定を取り消すことがあります。

ア 選定申請資格を満たさなくなったとき

イ 予定事業者として不相当であると認められる事情が発生したとき

ウ 予定事業者が法令や本市の条例及び同施行規則、本要項等を遵守しないとき

エ 卸売業務許可に向けた協議が調わないと認められるとき

オ その他、取り消さざるを得ない事情が発生したとき

14 遵守事項

(1) 卸売業務許可申請までに対応しなければならない事項

法人所在地

本店（本社）または支店（支社）を本場内に登記すること。支店（支社）応募の場合は、支店（支社）の責任者を代表者として登記すること。

(2) 卸売業務許可後、卸売業務開始までに対応しなければならない事項

ア 施設の使用手続き

卸売業務に必要となる施設の使用について事前協議を行い、その後、施設使用申請を行うこと。

イ 保証金の預託

条例第12条第1項及び同施行規則第5条に基づく本市場使用施設の年間使用料の4分の1以上の額を卸売業務の許可を受けた日から起算して30日以内に誓約書を添えて預託すること。

ウ 審議会等への加入

市場内で組織されている審議会等に参加し、その組織における規約等も遵守すること。

(3) 卸売業務開始後の遵守事項

ア 市場の使用料

市場使用料及び施設使用料について

以下の条例及び同施行規則の規定に基づき納めること。

(a) 条例第54条第1項及び第2項並びに別表第3

(b) 条例施行規則第34条及び第36条第1項並びに「令和3年4月16日公布の令和3年飯塚市規則第30号条例施行規則の一部を改正する規則附則第3項」

※卸売業務開始前であっても施設使用料が発生する場合があります。

イ 施設使用に係る留意事項

(a) 条例第53条第4項に基づき、施設に変更等を行うときは事前に市長の承認を受けること。

(b) 条例第56条に基づき、使用施設を返還する場合の施設の原状回復は使用者の負担で実施すること。

(c) 条例第53条第5項に基づき、施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した場合は使用者の負担で修復を行うこと。

(d) 条例第54条第6項に基づき、施設において使用する電話、電灯、電力、ガス及び水道等の費用は使用者の負担とすること。

ウ 法令及び条例の遵守

卸売市場法及び本市の条例並びに同施行規則等における市長の指示等、関係法令及び条例等を遵守すること。

エ 卸売業者の責務と市場の活性化への寄与

飯塚市地方卸売市場の卸売業者としての責務を果たし、市場内の他の事業者と協力して市場の活性化に寄与すること。

15 本要項等に対する質問及び回答

本要項等の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問書を提出してください。電話やファックスによる質問は受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年4月17日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

質問書（第10号様式）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出するものとします。電子メールの件名には「花き部卸売業者募集についての質問」と記してください。

(3) 提出先

飯塚市市場管理事務所

電子メール ichiba@city.iizuka.lg.jp

(4) 回答期限

原則として、質問書を受領した日から10日以内（この間の土日祝日を除く）に回答します。

(5) 回答方法

質問および回答の要旨を飯塚市ホームページに掲載します。

URL

<https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/19/11363.html>

(6) 留意事項

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

16 その他の留意事項

(1) 本要項記載内容以外の事項

本要項で定めるもののほか必要な事項は、飯塚市長が定めます。

(2) 追加情報・変更情報等

今回の募集について、本要項以外の追加情報や本要項の変更情報等がある場合には、前記15(5)の飯塚市ホームページに掲載することとします。

(3) 申請の辞退

卸売事業者予定事業者選定申請書（第2号様式）を提出した申請者で、申請を辞退するときは、速やかに卸売業者予定事業者選定申請辞退届（第8号様式）を提出してください。

ア 提出方法

郵送または持参により提出するものとします。

イ 提出先

〒820-0111 飯塚市有安958番地18
飯塚市市場管理事務所 所長あて

(4) 予定事業者の公表

決定した予定事業者の名称、所在地については、前記15(5)の飯塚市ホームページに公表します。

(5) 情報公開

申請者から提出された資料等については、「飯塚市情報公開条例」の対象となり、同条例に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合があります。

17 問合せ

(1) 担当

飯塚市市場管理事務所 所長

(2) 住所

〒820-0111 飯塚市有安958番地18

(3) 電話番号

0948-43-3474

※ 原則、土日祝日を除く日の7時30分～16時15分

(4) 電子メール

ichiba@city.iizuka.lg.jp